



岐阜市

平成 26 年 3 月 27 日

市政記者各位

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

岐阜市産業廃棄物不法投棄事案経過等報告について

1 岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案の記録について

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案における特定支障除去等事業が完了したことを機に、「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案の記録」を作成しましたので報告します。

(1) 作成目的

- ①大規模不法投棄事案を反省し、事案から学んだことを後世に伝える
- ②再発防止に資する
- ③不法投棄事案の解決に取り組む他の自治体の参考に資する

(2) 記述内容

事案の解決に向けて、平成 25 年度までに市が取り組んだ地元対策、現場対策、責任追及等（A 4 版 120 頁）

(3) 作成部数

1,000 部

(4) 配付先

国・県の関係機関、他県市、国・県・市議会議員、自治会連合会、各種委員会委員、市部局・機関、市内教育機関 等

(5) その他

市民の方などご希望があれば配付します。また、市ホームページにも掲載します。

担当・問い合わせ先

環境事業部産業廃棄物特別対策課

電話 058-265-4141 (内線 6276、6279)

直通電話 058-214-6279

携帯電話 産業廃棄物特別対策課 華井 090-5600-0888